

資料の訂正について

別紙2（「介護報酬単位の見直し案」）のP5につきまして、下記のとおり訂正いたします。

○ 右側「改正案」の四角囲いの7行目以下

【訂正前】

- ・ 算定日が属する月の前12月間における新規入所者のうち、医療機関から入所した者の割合と家庭から入所した者の割合の差が、35%以上であること。



【訂正後】

- ・ 算定日が属する月の前12月間における新規入所者のうち、医療機関から入所した者の割合と家庭から入所した者の割合の差が、35%以上であることを標準とすること。